統合報告に対する信頼性付与の可能性

山 﨑 秀 彦
専修大学

要　旨

統合報告を財務報告と「それ以外の報告」とに分けた場合，統合報告が求められる背景として，次の 2 つのことを指摘することができる。1 つは，おもに「それ以外の報告」に関係するものであり，利用者によって，非財務情報を含む開示情報全般に対してさらなる開示要求が強められているということ，もう 1 つは，おもに財務報告に関係するものであり，財務情報の基本的特性に関する考え方が変化し，財務報告だけでは利用者の意思決定に有用な情報を提供できなくなるおそれがでてきているということである。本論文は，第 1 の問題に関しては，統合報告の範囲を，財務報告と「連携性」が高い情報，あるいは「結合性」が認められる情報まで拡大すべきであるという立場をとり，第 2 の問題に関しては，財務諸表の項目によっては監査による合理的保証ができなくなっていくこと－監査よりも保証水準の低い保証しか行えなくなっていくこと－も予想されるので，項目毎に，財務報告とそれ以外の報告の「垣根」を越えた一体的な開示を行い，当該項目毎に異なる保証水準の保証を行うというモデル－統合報告に対する保証モデル－を提案している。

Ⅰ．はじめに

現在，監査基準の分野においては，各国において，国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表したクラリティ版の国際監査基準（ISA）のアダプション（国内基準化）が進んでおり，わが国においても，2011 年 12 月に，日本公認会計士協会のすべての品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書が新起草方針に基づく報告書に置き換えられ，ISA の国内基準化の第一段階が終了した。しかしながら，ISA と各国監査基準の具体的な規定のレベルに目を転じると，両者の間には，まだかなりの差異（カーブアウト）が存在していることも事実である。特に，監査報告の部分においては，各国の国内法（商法，会社法等）が監査報告の内容について具体的な規定をおいている場合があり，ISA の 700 番台の基準については，各国の監査基準にかなりのカーブアウトが散見される。さらに，近年においては，ISA を含む各国の監査基準が伝統的に採用してきた，合格／不合格型の監査報告モデル[(1)] の有効性に対する疑問が利害関係者の間で拡がり，米国公開会社監視委員会（PCAOB）や IAASB においても，財務諸表以外のその他の情報[(2)]（以下，その他の情報という）に対する監査人の意見表明の問題を含めて，監査人報告書の内容を見直す動きが出てきている。

また，監査対象である財務情報の基本的属性の変化に伴い，すべての財務諸表項目を，今までのように合理的水準で保証することが難しくなってきているのではないか，との見方も出てきている。

本稿は，財務諸表に加えてその他の情報の開示が制度化される場合の 1 つの可能性として，国際統合報告委員会（IIRC）が提唱している統合報告を取り上げ，それに対する保証可能性という形で，財務諸表監査の保証水準の問題，その他の情報の保証の問題，財務諸表情報とその他の情報との整合性チェックの問題を検討し，統合報告に対する新しい保証モデルを提案する。こうしたモデルは，2013 年までに公表が予定されている，監査報告に関する新たな ISA の規定を国内基準化する際の議論の出発点としても役立つと考えられる。

Ⅱ．統合報告の範囲

近年，財務諸表利用者は，非財務情報を含む開示情報全般に対してさらなる開示要求を強めているが，開示情報が闇雲に増加することによって，開示エンティティは，資金調達に見合わない開示コストの負担を強いられる場合もでてくることが想定される。また，開示情報全体も「ゴミ箱化」してしまい，重要な情報が埋没してしまう危険性も出てきている。したがって，まず，財務報告を拡大し，統合報告を志向する場合でも，統合報告において，何を開示するのか，その外延を画定する必要がある。

統合報告の枠組み作りを主導している IIRC において，統合報告は，「財務報告，マネジメント・コメンタリー（MC），ガバナンスと報酬の報告及び持続可能性報告を基盤として，その上に築かれるものである」とされている。また，IIRC は，現在の報告実務を強化・集約して統合報告を開発していくという方針を採用し，統合報告が，「21 世紀における組織の価値評価に必要な情報を提供する報告フレームワーク」であるとしている（IIRC［2011］，pp. 1～2；強調筆者）。したがって，

IIRC の立場に立てば，組織の価値評価という観点から，財務報告[3]，MC，ガバナンスと報酬の報告及び持続可能性報告が集約・強化されることにより，統合報告の範囲が画定されることになる。

しかしながら，統合報告の属性を組織の価値評価に必要な情報とする考え方は理解できるにしても，このようなアプローチでは，組織の価値が，なぜ，財務報告，MC，ガバナンスと報酬の報告及び持続可能性報告によって，またその 4 つだけによって，評価されるのかという疑問は残ってしまう。本稿は，こうした 4 つの報告の重要性を認め，また統合報告の制度化を視野に入れた場合の出発点とすることに同意するものではあるが，4 つの報告を同等に扱うのではなく，まず財務報告をその中核に据え，当該報告と「連携性」が高い情報，あるいは「結合性」が認められる情報を統合報告の範囲に含めるという立場をとることにする（**図表 1**）。なお，財務諸表との「連携性」が高い情報とは，経営者がある財務諸表外情報を財務諸表と一体的に開示したり，監査人が当該情報の保証を財務諸表と一体的に行うことの合理性が高いことを意味し（山﨑［2010］，60 頁），「情報の結合性」とは，財務業績と当該業績が依拠する重要な資源と関係の利用及び影響との間の繋がりを意味し，財務報告と「結合性」が認められる情報とは，当該報告が依拠する重要な資源と関係の利用及び影響に関する情報である（IIRC［2011］，p. 13）。

図表 1　統合報告の構成要素の関係

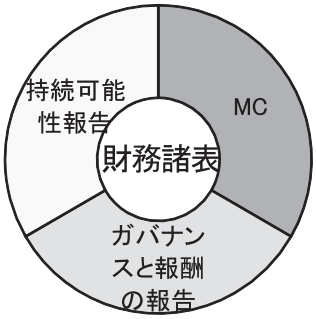

Ⅲ．財務情報の基本的特性に関する考え方の変化

つぎに，統合報告が要請される理由として，財務情報の基本的特性に関する考え方が変化したという側面を取り上げる。すなわち，そうした基本的特性の変化により，財務報告だけでは利用者の意思決定に有用な情報を提供できなくなるおそれがでてきているので，本稿では，財務報告だけではなく，これと連携性の高い「財務報告以外の報告」（その他の情報）を統合報告という形で一体的に開示し，その保証も一体的に行うという考え方を採用している。

本稿が統合報告の中核と考える財務報告について，現在，いわゆる概念フレームワークの改訂が進んでいるが[4]，このうち，有用な財務情報の質的特性については，2010 年に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）によって，改訂概念フレームワーク（財務報告に関する概念フレームワーク）が公表されている（IASB・FASB［2010］）。**図表 2**（次頁）は，財務会計概念書第 2 号（SFAC2）公表以来の，財務情報の基本的特性・補強的（副次的）特性とその構成要素に関する IASB 及び FASB の考え方の変遷を示したものであるが，本稿においては，基本的特性のうち，信頼性が忠実な表現に変わり，信頼性の構成要素の 1 つであった検証可能性が基本的特性の構成要素から外され，補強的特性の 1 つとされたことに着目する。

また，SFAC2（FASB［1980］）及び旧概念フレームワーク（IASC［1989］）におい

ては，基本的特性（目的適合性と信頼性）の間で優先順位が存在していなかったため，目的適合性と信頼性との間でトレード・オフ関係が成立していたが，予備的見解（IASB・FASB［2006］），公開草案（IASB・FASB［2008］）及び改訂概念フレームワーク（IASB・FASB［2010］）においては，目的適合性は他の質的特性よりも前に考慮されねばならないとされており，目的適合性と忠実な表現との間のトレード・オフ関係が消滅している点が本稿にとって重要である。すなわち，まず最も目的適合性の高い種類の情報が識別され，次に当該情報が利用可能で忠実に表現できるかどうかが判断されることとなったのである[5]。

改訂概念フレームワークにおいて，検証可能性が基本的特性の構成要素から外されたこと，基本的特性の中で目的適合性が最優先され，信頼性に代わる基本的特性である忠実な表現が目的適合性の「範囲内で」考慮されるようになったこと，こうした変化は，直ちに具体的な会計基準の変更に繋がるものではない。また，概念フレームワークと会計基準との関係についても，両者の結びつきを積極的に肯定する考え方（Tweedy［2007］）が存在する一方で，両者の結びつきについて懐疑的な考え方（佐藤［2011］）も存在する[6]。したがって，概念フレームワークを巡るこうした動きが，財務諸表監査の枠組みに対して，直ちに直接的な影響を及ぼすわけではないことは言うまでもない。しかしながら，財務情報の基本的特性に関する考え方の変化は，財務諸表で示される利益情報の質的変化を促す1つの又大きな要因であり，財務諸表項目の中には，従来と同様の水準でその信頼性を保証することが困難なものがあると考える監査人もでてきている[7]。

図表2　財務情報の基本的特性・補強的（副次的）特性とその構成要素

	SFAC2 FASB[1980]	旧概念フレームワーク IASC[1989]	予備的見解 IASB・FASB[2006]	公開草案 IASB・FASB[2008]	改訂概念フレームワーク IASB・FASB[2010]
基本的特性	目的適合性	目的適合性	1. 目的適合性*	1. 目的適合性*	1. 目的適合性*
	予測価値 フィードバック価値 適時性	重要性	予測価値 確認価値 適時性	予測価値 確認価値	予測価値 確認価値
	信頼性	信頼性	2. 忠実な表現*	2. 忠実な表現*	2. 忠実な表現*
	検証可能性 忠実な表現	忠実な表現 完全性 中立性 実質優先 慎重性	検証可能性 完全性 中立性	完全性 中立性 不偏性	完全性 中立性 不偏性
		比較可能性	比較可能性		
		理解可能性	理解可能性		
補強的特性	比較可能性			比較可能性	比較可能性
	中立性				
				検証可能性	検証可能性
				適時性	適時性
				理解可能性	理解可能性

（出所）藤井［2010］，表3（24頁）に加筆修正して作成した。
＊：1，2は，基本的特性における目的適合性と忠実な表現の間の優先順位の関係を表す。

Ⅳ．監査人が提供する保証水準の低下

1. 保証水準の決定要因

ここでは，まず，監査人が提供する保証水準の決定要因についてみてみることにする。

IAASBは，その前身である国際監査実務委員会の時代から，長年にわたって，保証水準の決定要因について議論を重ねてきたが，なかなか意見の一致を見なかった。そこでは，おもに，単一決定要因観（業務量説）と複数決定要因観（複数要因相互作用説）という2つの見解が展開されていたが[(8)]，2002年に公表された『監査以外の業務の保証水準の決定要因と当該水準の伝達』と題する報告書では，後者の複数要因相互作用説が支持され，保証水準に直接的な影響を及ぼし，相互に作用し合う3つの主要な要因として，保証業務に対する主題，規準の適合性及び業務量[(9)]が示された（IAASB［2002］，p. 123）。

IAASBは，その後，『保証業務に対する国際的枠組み』を作成公表し（2004年に初めて公表され，現在改訂中である；以下，改訂中の草案（IAASB［2011］）を『枠組み案』という），保証業務に対する主題が有する様々な性格－定量的又は定性的，客観的又は主観的，歴史的又は将来志向的，時点に関係する又は期間に関係する等－が，①規準に照らして主題が測定される又は評価される場合の測定又は評価の正確性及び②利用可能な証拠の説得力に影響を及ぼすことを示しているが（IAASB［2011］，par. 33），合理的保証業務（監査）と限定的保証業務との違い，すなわち保証業務における保証水準の違いを，実施される手続が相対的に限定されているかどうか－業務量－によって区別しており（par. 12），主題と規準の適合性が保証水準にどのような影響を及ぼすのかについては，明らかにしていない。

なお，ここでいう規準とは，主題を測定又は評価するために使用されるベンチマークであり（IAASB［2011］，par. 35），適合的な規準は，目的適合性，完全性，信頼性，中立性及び理解可能性といった5つの性格を有する（par. 37）。

2. 利益情報の質的変化と保証水準の低下

わが国では，2007年に開催された日本会計研究学会第66回大会において，「利益情報の変容と監査のあり方」が統一論題の1つとして取り上げられ，①利益情報の変容（質的変化）が進んでおり，②それに伴い，監査のあり方を変更せざるを得なくなっているという見方が，報告者一同の間で共有された（内藤［2008b］，448～449頁）。ここでは，そこでの議論を出発点として，利益情報の質的変化と保証水準の低下の問題を検討する。

まず，内藤［2008a］は，利益情報の質的変化の原因として，①会計上の見積りの判断の相違が利益に与える影響の大きさ，②経営判断による会計処理の変動，③過去指向的・「支出の事実」重視から将来指向的・「支出の効果」重視への測定観の変化及び④利益調整と粉飾とのグレーゾーンの拡大化現象（会計方針の選択・裁量的見積り）の4つの要因をあげた上で，①と②の要因は，主題に対する会計基準の適合性の低下によって生じるものであるとしている（369頁）。すなわち，『枠組み案』で示されている適合的な規準に関する5つの性格のうち，わが国においては，目的適合性と完全性の部分については，資産

負債アプローチに基づいた会計処理の導入により，会計基準（規準）の適合性は上昇したが，その他の信頼性，中立性及び理解可能性の部分については，わが国の会計基準と国際財務報告基準との統合によって①と②の要因等が生じたため，規準の適合性は下がり，トータルでは，規準の適合性が相対的に低下しており，そうした適合性が高い場合に比較して相対的に監査の実施が困難になっていると考えることができる，との見方が示されたのである（内藤［2008a］，43 頁；内藤［2008b］，448～449 頁）。

内藤［2008a］は，さらに，会計基準（規準）の適合性のそうした相対的な低下に対応し，規準の適合性が高い場合と同様の保証水準を得るためには，次の 3 つの選択肢－①監査にかける時間を増加させること，②リスク・アプローチを合理的な保証水準が得られるような新たなアプローチに変更すること，又は③監査の対象（財務諸表の種類のレベル，財務諸表項目のレベルなど）ごとに保証水準を異にした監査意見の表明方式を導入すること－を順次検討すべきであるとしている（383～384 頁）。本稿が後ほど提案する「統合報告に対する新しい保証モデル」は，こうした選択肢のうち，③の延長線上に位置するものである。

つぎに，林［2008］は，利益情報の質的変化の原因として，会計基準の適合性に加えて主題の変化をあげている。すなわち，財務諸表監査の場合，主題として認識，測定しようとする「財政状態，経営成績及びキャッシュ・フローの状況」がより経済的価値を反映したものへと変化し，そのような主題に適合するように規準が変更されたことによって十分かつ適切な証拠への影響が生じている，との見方が示されている（341～342 頁；内藤［2008b］，450～451 頁）。ただ，利益情報の質的変化が財務諸表監査にどのような影響を及ぼしたかという点に関しては，主題と規準を所与とすれば，保証水準は監査証拠の質と量に影響されるので，会計測定値に内在する不確実性が高い場合－利益情報が質的に変化している場合－には，監査人は確証的ではなく説得的な証拠に依拠しなければならない程度が高まり，合理的保証水準を達成することは困難であると考えられる，としており（林［2008］，344 頁；強調・挿入筆者），主題の変化が保証水準にどのような影響を及ぼすかについては明らかにしていない。また，現在のような利益情報の変容が監査技法レベルで対応できる問題であるかどうかについては，課題としては提示されているが，意見は述べられていない（林［2008］，347 頁）。

このほかに，利益情報の変容によって監査人の提供する保証水準がいかなる影響を受けるのかを検討した研究として，町田［2009］があげられる。そこでは，公正価値に対する検証に限定した議論ではあるが，CDS 等の複雑な金融商品を多額に保有している場合等には，公正価値が合理的かどうかを検証することは，実際問題として不可能に近いように思われるので，現在の主題及び規準を所与のものとすれば，監査人は，公正価値の測定に多くの不確定要素があることを監査報告書上で注意喚起すること，あるいは，監査不能な測定値に対しては，一定の範囲で除外事項を付すことを考慮する慣行を醸成することも視野に入れる必要があるかもしれない，とされている（71 頁；強調筆者）。非常に慎重な言い回しが使われており，現在の主題及び規準を所与のものとするという前提条件が付けられてはいるが，利益情報の変容によって，一部の財務諸表項目については，合理的保証水

準を維持することができなくなっているとの認識が示されているのである。

V．統合報告に対する新しい保証モデル

1. 監査人報告変革の提案

（1）PCAOBによる提案

2003年にコロンビア大学で開催された第103回アメリカン・アセンブリーにおいて，財務諸表の部分ごとに，監査人が異なるレベルの保証を与えるという，全く新しいタイプの監査意見の表明方式が提案された（American Assembly［2003］，p. 12）。本稿が提案する，統合報告に対する新しい保証モデルは，こうした考え方をその出発点としている。

現行の合格／不合格型の監査報告モデルの有効性に疑問をもった，米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）の常任諮問グループ（SAG）は，2005年2月16日の会議において，当該モデルを変更すべきか否か，変更するならばいかに変更すべきかについて，『監査人の報告モデル』と題する説明文書（PCAOB［2005］；以下，2005説明文書という）を公表し，監査人報告の検討に着手した。そこでは，アメリカン・アセンブリーの上述の提案を受けて，「財務諸表の部分ごとに異なる水準の保証を提供するように，監査人報告モデルを改訂すべきか」が，検討すべき論点の1つに加えられた（Discussion Question 4，p. 7）。

その後，この問題に関し，PCAOB内ではなかなか議論が進まなかったが，2008年10月6日に，米国財務省から『会計プロフェッションに関する諮問委員会（ACAP）の米国財務省に対する最終報告』が公表されると，SAGは議論を再開し，2010年4月7〜8日の会議において，『監査人報告モデルに関連するACAPの勧告』と題する説明文書（PCAOB［2010］；以下，2010説明文書という）を公表し，上述の論点についてさらに議論を深め，「監査人報告書は，各財務諸表項目の見積り及び不確実性の程度に応じて，異なる程度の保証を与えるように変更されるべきか」及び「監査人報告書がそのように変更された場合，監査人はどのような規準を使うことができるか」という論点を提示した（Discussion Questions 6 and 7，p. 19）。

PCAOBは，2011年6月21日に，『監査済み財務諸表に対する報告書に関するPCAOB基準改訂の可能性に係るコンセプト・リリース』（PCAOB［2011a］；以下，リリースという）を公表し，パブリック・コメントの募集を開始するとともに，同年9月15日には，財務諸表作成者，会計事務所関係者，投資家，学者及び規制当局者・基準設定者等を一堂に集めた円卓討論会を実施し，監査人報告モデル改訂に関する諸問題を議論した[10]。リリースにおいては，現行の合格／不合格型の監査報告モデルそのものは踏襲することとされ，2005・2010説明文書において論点として取り上げられていた，「監査人報告書が，財務諸表の部分ごとに異なる水準の保証を提供する」という論点は削除されてしまったが，「財務諸表以外のその他の情報に対する監査人による保証の義務づけ」がそれに代わる大きな論点として採用されている（Ⅲ・C）。

現在，米国では，例えば，収益見通し，非GAAP情報又はMD&A等のその他の情報に対して監査人による保証を義務づける規定は存在していないが[11]，リリースは，MD&Aに対して，例えば，PCAOBの証明基準（AT Section 701）に基づく証明業務を義務づけ，次のような3つの主題（AT Section 701.05）

を設定し，これに対する意見表明を義務づけることを提案している（pp. 25−26）。

われわれの意見では，

・MD&A に関する会社の表示は，すべての重要な点において，SEC によって採択された規則及び規定によって求められる要素を表示しており，
・MD&A に含まれる過去に関する金額は，すべての重要な点において，会社の財務諸表から導出されており，さらに，
・会社の基本情報，決定，見積り及び仮定は，MD&A に含まれる開示に対して，合理的な基礎を与えている。

（2）IAASB による提案

現在，IAASB においても，監査人報告に関して，ISA700 と 720 の改訂作業が進行中であり，その他の情報に関連する監査人報告を強化するための選択肢の 1 つとして，当該情報に対して監査人の意見表明を求めることが検討されている（IAASB［2012］，Preferred Task Force Option 4）。しかしながら，IAASB［20012］は，2011 年 5 月に公表した協議書に対する回答を見る限り，こうした選択肢を求める回答はきわめて少数であり，次のような，いくつかの重大な障害が存在することを指摘している（p. 14）。

①その他の情報の性質と範囲に関する各国の規定又は実務が大きく異なる可能性がある。
②国レベルでは，特定のタイプのその他の情報に関する報告に対して，法的規定又はその他の規制がすでに存在している。
③その他の情報は，例えば，次期の業績や見通しに関する経営者の検討のように，財務諸表と違って，はるかに質的及び将来的な性格を持っている。
④国際的に，整合的な規準が利用できない可能性が高い。
⑤その他の情報には，例えば，天然資源の地質学的評価又は見積りのように，監査人が評価に必要な専門性や能力を持たない項目が含まれている。

こうした障害の克服に対する本稿の考え方は次の通りである。

まず，その他の情報の範囲については，国際的に統合報告の制度化を目指すことによって，MC，ガバナンスと報酬の報告及び持続可能性報告の 3 つに限定することができると考える。

次に，その他の情報の一部，例えば，取締役報告書に対する監査報告は英国において制度化されており[12]，また，財務諸表よりはるかに質的及び将来的な性格を持っている，MD&A に対する監査報告は米国において制度化が検討されているが，こうした事実は，その他の情報に対する監査報告を，国際的に制度化していくべきであるとする，1 つの有力な論拠になると考える。むしろ，問題は，その他の情報に対しても合理的な保証（監査）を行うことができるのか，それとも合理的な保証よりも低い水準の保証（限定的保証）を行うことを考えるべきなのか，またそうした保証とはどのようなものかを明らかにすることかもしれない。

さらに，監査人が評価に必要な専門性や能力を持たない項目に関しては，専門家の利用を検討することによって，問題は解決できると考える。

2. 財務報告とその他の情報－統合報告－に対する新しい保証モデル

本稿が提案する新しい保証モデル（以下，保証モデルという）は，大きく分けて，2 つ

図表 3　統合報告に対する新しい保証モデル

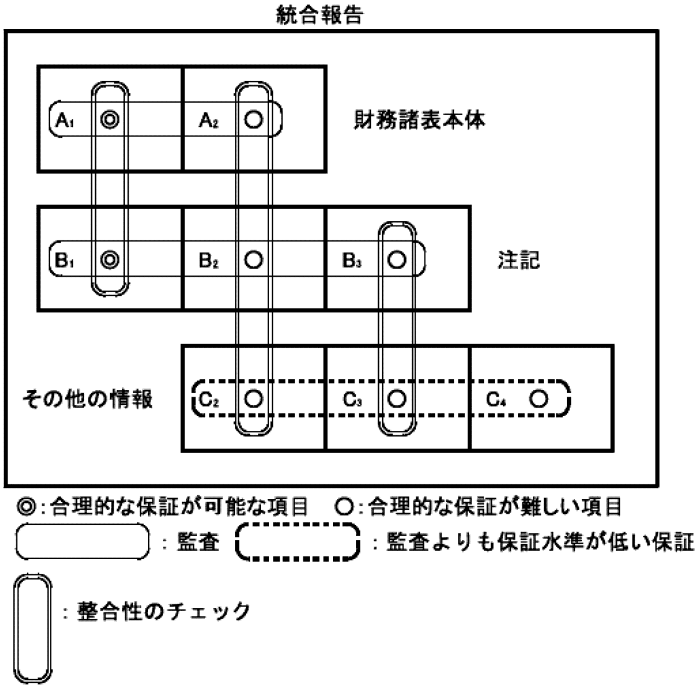

の部分から構成されている。まず，保証モデルでは，財務諸表（本体＋注記）の開示とそれに対する「監査」に加えて，それと連携性の高い，又は結合性が認められる「その他の情報」の開示と保証（**図表 3** の「横方向」の面取りされた 3 つの四角形があらわす）が実施される。

ここで注意すべき点は，保証モデルが，すべての財務諸表項目に対して合理的な保証を行うことは難しいと措定していることである。すなわち，ここでいう財務諸表「監査」では，各財務諸表項目の見積り及び不確実性の程度等によって，異なる水準の保証が提供されるのである。そして，合理的な保証が難しい項目（**図表 3** の A_2，B_2 及び B_3；例えば，公正価値の測定に多くの不確定要素が含まれる項目等）については，「監査」による保証水準が低下しており，これを補強するために，財務諸表の当該項目と連携性の高い，又は結合性が認められるその他の財務諸表項目（**図表 3** の C_2 及び C_3）との整合性のチェックが行われる。こうした整合性のチェックについては，後述する。

その他の情報そのものに対する保証は，ISA（英国及びアイルランド）も含めて，いまだ制度化されたことはない[13]。監査人が，その他の情報に対していかなる保証業務を実施すべきか，あるいは実施できるかについては，そこで設定される主題，当該主題に適合する規準によって，監査人が実施すべき，あるいは実施できる業務量が異なり，保証水準も異なってくると考えられる。保証モデルでは，さしあたり，PCAOB の証明規準が MD&A に対して設定している 3 つの主題（AT Section 701.05），すなわち，①その他の情報に関する表示が規準に準拠していること，②その他の情報に含まれる過去に関する金額が財務諸表から導出されていること及び

③会社の基本情報，決定，見積り及び仮定等がその他の情報に含まれる開示に合理的な基礎を与えていること，をその他の情報を保証する際の主題とし，当該主題に対して財務諸表に対する監査よりも保証水準の低い保証業務（限定的保証）を実施することを想定している。

保証モデルのもう1つの側面は，財務諸表とその他の情報について，両者を「横断した」開示と整合性のチェック（**図表3**の「縦方向」の面取りされた3つの四角形があらわす）を考えるところにある。すなわち，保証モデルは，経営者に対して，見積り及び不確実性の程度等によって区分された財務諸表項目に対応させる形で－当該項目と連携性の高い，又は結合性が認められる情報を一体的に開示するという形で－その他の情報の開示を行わせた上で，監査人に対して，両者の整合性をチェックさせ（例えば，財務諸表の項目 A_2 と関連する注記の項目 B_2 が，これらと連携性の高い，又は結合性が認められる，その他の情報の項目 C_2 と整合しているかどうかを確かめさせ），当該整合性に関する意見を監査人報告書に記載させることを想定している。ここで，整合性のチェックとは，情報そのものを何らかの形で「保証」する手続ではなく，財務諸表情報とその他の情報の整合性を確かめる手続であり，これら2つの情報の「監査」又は「限定的保証」を補強するものである。すなわち，両者が整合していない場合には，財務諸表情報又はその他の情報のいずれかの信頼性に問題がある可能性があり，両者に対して，さらに監査手続又は限定的保証手続が実施されることがあるのである。なお，ISA（英国及びアイルランド）720−Bにおいても，財務諸表情報とその他の情報の1つである取締役報告書記載情報との整合性のチェックが求められているが，そうしたチェックは，特定の財務諸表項目ごとに行われるものではなく，財務諸表監査と取締役報告書の通読によって，監査人が気づいた範囲においてのみ実施されるという点で，保証モデルが想定する整合性のチェックとは異なっている。

Ⅵ．むすび

本稿では，統合報告が求められる背景として，財務諸表利用者が非財務情報を含む開示情報全般に対してさらなる開示要求を強めていること及び財務報告においても，財務情報の質的特性の変化や利益情報の質的変化が起こっていることを指摘した。

これに対して，本稿は，まず，財務諸表に加えて，財務諸表と連携性が高い，又は結合性が認められる，MC，ガバナンスと報酬の報告及び持続可能性報告に記載される情報を統合報告という形で一体的に開示し，利用者による組織の価値評価に役立たせることを提案した。

次に，本稿は，利益情報の質的変化によって，監査人が，一部の財務諸表項目については，合理的な保証水準を維持できなくなってきている，との町田［2009］の認識を共有し，利益情報の質的変化の原因が会計基準の適合性の低下に求められるので，監査の対象（財務諸表項目のレベル）ごとに保証水準を異にした監査意見の表明方式の導入も検討すべきである，とする内藤［2008a］の主張に同意し，新しい保証モデルを提案した。

新しい保証モデルは，財務諸表だけではなく，その他の情報を含む，統合報告全体に対するものであり，次のような2つの特徴をもっている。

第1の特徴は，財務諸表及びその他の情報（MC，ガバナンスと報酬の報告及び持続可能性報告）という情報容器ごとの保証に関するものである。すなわち，財務諸表に対しては，各財務諸表項目の見積り及び不確実性の程度等によって，異なる水準の保証（合理的保証又は限定的保証）を提供するところに特徴があり，その他の情報に対しては，合理的な保証よりも水準の低い保証（限定的保証）を提供するところに特徴がある。なお，財務諸表のそうした保証に関しては，財務諸表項目をどのような基準に基づいて区分すべきかについて，見積り及び不確実性以外の要因の利用可能性も含めて，さらに検討する必要がある。また，本稿においては，その他の情報の主題として，PCAOBの証明規準がMD&Aに対して設定している3つの主題（AT Section 701.05）を使用したが，こうした主題がその他の情報全般に対して適合するかどうかは議論の余地がある。これらの問題は，本稿の残された課題である。

新しい保証モデルの第2の特徴は，財務諸表とその他の情報について，見積り及び不確実性の程度等によって区分された項目ごとに，両者を「横断した」形で開示と整合性のチェックを行うところにある。

こうした形での開示と整合性のチェックは，第1の特徴で指摘した開示と保証を補完するものであり，その他の情報については，財務諸表と連携性の高い，又は結合性が認められる情報を優先して開示することを促すことになる。

［注］

（1）証拠論的には，適正意見の表明された監査人報告書が，適正性命題が成り立つという意味で「合格」，不適正意見の表明された監査人報告書が，当該命題が成り立たないという意味で「不合格」と考えられるが，SECは，無限定意見が付された財務諸表を，レギュレーションS−Xの規則2−02（b）の規定を満たすものとして受理するという意味で「合格」，限定意見又は不適正意見が付された財務諸表を，当該規定を満たすものとして受理しないという意味で「不合格」と考えている（Codification of Staff Accounting Bulletins Topic 1・E・2）。

（2）ここでいう「その他の情報」とは，ISA720が対象としている「監査済み財務諸表を収載する文書に含まれる財務諸表以外の情報」を指す。

（3）ここでいう財務報告とは，財務諸表を中心とする一般目的財務報告書による報告を指す。

（4）SOX法第108条（d）の要請に応える形で公表されたSEC［2003］は，FASBに対して概念フレームワークの改訂を求めた。これに対して，FASBはIASBと合同して概念フレームワークの改訂作業に着手し，予備的見解（FASB・IASB［2006］）と公開草案（FASB・IASB［2008］）を公表した後，2010年に財務報告に関する概念フレームワークのうち，第1章：一般目的財務報告の目的と第3章：有用な財務情報の質的特性に関して，改訂フレームワークを公表している（FASB・IASB［2010］）。なお，わが国においても，2004年9月に企業会計基準委員会が日本版概念フレームワークである『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』を公表し，2006年12月にこれを改訂している。この2006年改訂版概念フレームワークにおいて，会計情報の基本的特性は意思決定有用性とされ，これを支える特性として意思決定との関連性と信頼性があげられている。わが国で，今後，上記のFASBとIASBとの合同改訂作業に応じた概念フレームワークの改訂が行われるかどうかは不明であるが，本稿においては，わが国の概念フレームワークの検討は行わない。

（5）こうした動きが，監査に対してどのような影響を及ぼすかについては，見方が分かれるところであろう。信頼性よりも目的適合性に重きがおかれるようになるということは，たとえ検証可能でない又は十分な検証が困難である－したがって，監査を行えない又は十分な監査を行うことが困難である－情報であっても，目的適合性が高ければ開示すべきであると考えることもでき，この場合には，監査の「重要性」ないし「必要性」は相対的に低下すると考えられる。これに対して，Fallatah et al.［2008］は，基準設定者が，目的適合性と

信頼性との間のトレード・オフ関係において，信頼性よりも目的適合性に重きをおくようになり，資産の公正測定を推し進めることによって，検証可能性の重要性が増大し，監査人の役割がより重要となるだろう，との見方を示している（p. 4）。

（6）Tweedy［2007］によれば，原則主義の下での会計基準は，概念フレームワークと結びつけられるべきであり，各基準の「結論の基礎」には，当該基準中の原則が当該フレームワークに照らしていかに検討されたかに関する議論を記載すべきである，とされている（p. 7）。これに対して，佐藤［2011］によれば，概念フレームワークが強制力をもつ形で制度的に位置づけられるためには，概念フレームワーク自体が整合的であること及び概念フレームワークからの演繹によってのみ会計基準が開発されることという 2 つの条件が満たされる「理想的な状況」が必要であり，会計基準の開発において，概念フレームワークをあまりにも強調しすぎることは避けるべきである，とされている（460～461 頁）。

（7）利益情報の質的変化と監査人によって提供される保証水準との関係については，いくつかのアンケート調査が行われている。たとえば，町田［2009］が大手監査法人のマネージャークラスの監査業務従事者 30 名に対して行った面接調査では，見積り項目の中には，十分な保証が得られないものがあると理解している監査人の割合が 63 パーセントであることが示されている（530 頁）。これに対して，内藤［2011］が日本公認会計士協会上場会社監査部会登録事務所及び日本監査研究学会所属公認会計士等を対象に行ったアンケート調査（回答総数 178 件）では，会計上の見積りを必要とする項目の増加は虚偽の表示の可能性を増加させると認識している監査人の割合が約 77 パーセントに達しているが（38 頁），おもに経営者が行う会計上の見積りに恣意性が介入することによって引き起こされている，利益情報の性質・内容の変化が生じても，監査による財務諸表の信頼性に対する保証水準は低下しないと認識している監査人の割合も約 66 パーセントであることが示されている（40 頁）。なお，内藤［2009］が，日独の上場会社（それぞれ，3,933 社と 639 社；財務諸表作成者サイド）を対象として実施した質問調査票調査では，利益情報の性質・内容の変化は，財務諸表の監査による財務諸表の信頼性の保証の程度の変化にはつながらない（日本 83.8%，ドイツ 60.0%）し，また，虚偽の表示が増加するとは限らないという意識が回答の 6 割を超えている（日本 74.4%，ドイツ 64.5%）ことが示されている（86 頁）。

（8）米国では，中程度の保証を提供する「証明業務」の規範である証明基準（Attestation Standards）が業務量説に基づいて作成されていた。これに対して，英国では，同じ中程度の保証を提供する「独立専門家としてのレビュー（independent professional review）」は，複数要因相互作用説に基づいて実施されていた（IAASB［2002］，p. 1）。

（9）ここでの業務量とは次のようなものである。たとえば，財務諸表に対する高水準の保証である監査では，リスク・モデルに基づいて統制テストと実証性テストが実施されるのに対して，中程度の保証であるレビューでは，質問と分析的手続が実施されるに過ぎないのである（IAASB［2002］，p. 3）。

（10）円卓討論会における議論の詳細については，http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Docket034/09152011_Roundtable_Transcript.pdf を参照のこと。なお，PCAOB の主任監査人部は，2011 年 11 月 9～10 日に開催された SAG の会議において，監査人報告モデルに関するプロジェクトについては，2012 年の第 2 四半期に，基準書の公開草案を公表して，パブリック・コメントの受付けを開始し，同年第 4 四半期に基準書を完成させるか，あるいは再度公開草案を公表することを計画していることを明らかにしている（PCAOB［2011b］）。

（11）米国監査基準は，ISA720 と同様に，その他の情報（例えば，MD&A）については，当該情報を通読し，そうした情報やその表示方法が，重要な点において，当該財務諸表と首尾一貫していない又は事実の重要な虚偽表示となっているかどうかを検討する責任を監査人に課しているだけであり，監査人は，そうした不整合又は重要な虚偽表示に気がつかなかった場合には，監査人報告書に何も記載する必要はない（AU Section 550.04）。

（12）ISA（英国及びアイルランド）は，ISA720 から全面的にカーブアウトした，720−B「取締役報告書に対する監査人の法的報告責任」を規定している。英国における，取締役報告書に対する監査人報告については，山﨑［2010］を参照されたい。

（13）英国においては，2006 年会社法改正に伴い，営業・財務概況報告書（OFR）に対して，項目を限定した強制的レビュー（mandatory review）

を行うことが提案された（CLRSG［2000］, par. 5.99）が，結局制度化されなかった。英国における OFR に対する監査人の検証については，山﨑［2006］を参照のこと。なお，内藤［2007］は，その他の情報の 1 つである企業リスク情報に対して，限定的な保証水準による保証だけではなく，合理的な保証水準による保証も可能であるとの立場をとっている（44～45 頁）。

［参考文献］

The American Assembly［2003］*The Future of the Accounting Profession.*

Company Law Review Steering Group（CLRSG）［2000］*Modern Company Law for a Competitive Economy: Developing the Strategic Framework.*

Fallatah, Y., Higgs, J, and Dickins, D.［2008］*The Role of Asset Reliability and Auditor Quality in Equity Valuation*, 8th Global Conference on Business & Economics.

FASB［1980］Statement of Financial Accounting Concepts No. 2 *Qualitative Characteristics of Accounting Information.*

FASB［2006］*PRELIMINARY VIEWS Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision−Useful Financial Reporting Information.*

FASB［2008］EXPOSURE DRAFT *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision−Useful Financial Reporting Information.*

FASB［2010］*Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information.*

藤井秀樹［2010］「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」,『国民経済雑誌』, 第 204 巻第 1 号，17～40 頁。

林　隆敏［2008］「利益情報の変容を巡る監査の基本問題」『會計』, 第 173 巻第 3 号，338～349 頁。

IAASB［2002］*The Determination and Communication of Levels of Assurance Other Than High.*

IAASB［2004］*International Framework for Assurance Engagements.*

IAASB［2011］Agenda Item 2−D *Draft International Framework for Assurance Engagements*, IAASB March 14−18 Meeting.

IAASB［2012］Agenda Item K.2 *Auditor Reporting−Other Information*, IAASB CAG March 6−7 Meeting.

IASB［2005］Discussion Paper *Management Commentary, A Paper prepared for the IASB by staff of its partner standard−setters and others.*

IASB［2006］Discussion Paper *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision−useful Financial Reporting Information.*

IASB［2008］Discussion Paper *Preliminary Views on Financial Statement Presentation.*

IASB［2010］*The Conceptual Framework for Financial Reporting.* IFRS 財団編，企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳［2011］『国際財務報告基準 2011 年 1 月 1 日現在 PART A』, 中央経済社。

IASC［1989］*Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.*

International Integrated Reporting Committee（IIRC）［2011］*TOWARDS INTEGRATED REPORTING − Communicating Value in the 21st Century −*. 国際統合報告委員会（仮訳）［2011］『統合報告に向けて　*−21 世紀における価値の伝達*』。

企業会計基準委員会・基本概念ワーキンググループ［2004］『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。

企業会計基準委員会［2004］『財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書』。

企業会計基準委員会［2006］『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。

町田祥弘［2009］「ディスクロージャーの拡充と監査人の判断」『會計』, 第 175 巻第 4 号，517～534 頁。

内藤文雄［2007］「企業リスク情報の開示と保証のフレームワーク」『産業経理』, 第 67 巻第 2 号，36～46 頁。

内藤文雄［2008a］「利益情報の質的変化に対応した監査保証の研究課題」『會計』, 第 173 巻第 3 号，367～388 頁。

内藤文雄［2008b］「円卓討論 利益情報の変質と監査のあり方」『會計』, 第 173 巻第 3 号，441～475 頁。

内藤文雄［2009］「利益情報の変容の実証および当

該変容に対する監査・保証業務のあり方－日独の上場会社に対する意識調査結果の分析」『商経学叢』，第 56 巻第 1 号，71～97 頁。
内藤文雄［2011］「IFRS 時代の財務情報の開示と監査－『利益情報の変容と監査・保証業務のあり方に関する調査』結果より」『週刊経営財務』，第 2960 号，36～44 頁
PCAOB［2005］Briefing Paper STANDING ADVISORY GROUP MEETING *AUDITOR'S REPORTING MODEL*, February 16 Meeting.
PCAOB［2010］Briefing Paper STANDING ADVISORY GROUP MEETING *ACAP COMMITTEE'S RECOMMENDATION RELATING TO THE AUDITOR'S REPORTING MODEL*, April 7−8 Meeting.
PCAOB［2011a］*Concept Release on Possible Revisions to PCAOB Standards Related to Reports on Audited Financial Statements.*
PCAOB［2011b］*OFFICE OF THE CHIEF AUDITOR STANDARD-SETTING AGENDA*, November 9−10 Meeting.
佐藤信彦［2011］「財務会計概念フレームワークの再検討－その会計基準開発上の役割と強制力を中心にして－」『會計』，第 181 巻第 4 号，449～463 頁。
SEC Office of the Chief Accountant Office of Economic Analysis［2003］*Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes− Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles− Based Accounting System Submitted to Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of the United States Senate and Committee on Financial Services of the United States House of Representatives.*
Tweedy, D.［2007］"Can Global Standards Be Principle Based?" *The Journal of Applied Research in Accounting and Finance*, Vol. 2, Issue 1, pp. 3～8.
山﨑秀彦［2006］「イギリスにおける『営業・財務概況報告書（OFR）』の開示と監査人による検証について」『産業経理』，第 65 巻第 4 号，31～41 頁。
山﨑秀彦［2010］「第 3 章 英国における財務諸表外情報の開示と保証」（山﨑秀彦編著，『財務諸表外情報の開示と保証―ナラティブ・リポーティングの保証―』同文舘出版，所収），45～66 頁。
山﨑秀彦［2011］「監査人報告変革の方向性」『会計・監査ジャーナル』，第 672 号，79～86 頁。

（2012 年 5 月 6 日審査受付
2012 年 8 月 30 日掲載決定）